

総合評価方式に係る入札説明書

下記工事の入札を総合評価方式によって実施します。

入札に参加する意向がありましたら、下記により技術資料等を作成し、提出してください。技術資料等を提出せずに行った入札は、無効とします。

また、技術資料を提出しただけでは、当該入札には参加できません。必ず、競争参加資格確認申請書を提出し、参加申込手続きを行ってください。

なお、この入札説明書に記載のない事項は、「埼玉県道路公社総合評価方式活用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の記載によります。ただし、入札説明書とガイドラインの記載が異なる場合は、入札説明書の記載を優先します。

記

1 工事の概要

入札対象工事ー1

- (1) 工 事 名 総A除) (仮称) 三郷流山橋 函渠工
- (2) 工 事 場 所 主要地方道越谷流山線／三郷市田中新田地内
- (3) 工 事 業 種 土木工事業

2 総合評価に関する事項

(1) 総合評価方式の型（ガイドラインP11参照）

技術提案型Aタイプ

(2) 採点方式（ガイドラインP12参照）

自己採点併用発注者採点方式

(3) 評価値の算出方法（ガイドラインP50参照）

除算方式

(4) 見なし評価（ガイドラインP53参照）

適用します。

(5) 1／3失格基準（ガイドラインP53参照）

適用しません。

(6) 評価の方法

ア 落札候補者が提出した技術資料（簡易部分）の評価は、様式に記入された内容を添付資料及び各種データ等により確認して採点します。

イ 様式には必要事項を必ず記入してください。提出資料（該当する様式及び添付資料）に不備のあった評価項目は、評価対象外となる場合があります。

ウ 各様式の添付資料は、様式に記入した内容に対応する資料のみを添付してください。

エ 配置予定技術者は、候補者を3名まで挙げるができます。この場合、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してください。評価は、候補者ごとに「配置予定技術者の技術能力」の評価項目に関する合計点を算出し、このう

ち最も低い者の得点で行います。

オ 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。また、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価します。

カ 分社化した後の企業の施工実績については、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿登録時に、分社化前の企業から実績の承継が認められているものを評価の対象とします。

キ 提出した「自己採点申請書(兼)提出書」と落札候補者通知時に提出した「落札候補者用提出書」の記述が異なる場合には、先に提出した「自己採点申請書(兼)提出書」の記述を優先します。

ク 各評価項目の評価点は「自己採点申請書(兼)提出書」による値と上記アにより採点した値を比較して、低い方の値とします。

ケ 令和元年度とは、平成31年4月1日～令和2年3月31日とします。

(7) 不適正な事項に対する措置について (ガイドラインP52参照)

ガイドラインのとおり。

(8) 落札者 (落札候補者) の決定方法 (ガイドラインP54参照)

ガイドラインのとおり。

(9) 配置予定技術者の配置不可通知 (ガイドラインP55参照)

ガイドラインのとおり。

(10) 技術資料の内容の不履行について (ガイドラインP58参照)

ガイドラインのとおり。

(11) 技術資料の虚偽記載について (ガイドラインP58参照)

ガイドラインのとおり。

(12) 不服の申出について (ガイドラインP58,59参照)

ガイドラインのとおり。

3 技術資料等の提出

≪『自己採点申請書（兼）提出書』及び『技術資料（提案部分）』の提出≫

（1）提出者

すべての入札参加者が提出してください。

（2）提出内容

ア 次の（ア）～（ウ）の電子データを「電子媒体（CD-R）」に書き込んで提出してください。（別紙1参照）。

なお、やむを得ない理由で「電子媒体による提出」ができない場合は、「紙媒体により提出」した場合も有効として扱います。

（ア）自己採点申請書（兼）提出書

（イ）様式エ（技術提案型Aタイプ）

（ウ）（イ）の添付資料がある場合、その添付資料。

イ 「電子媒体」のラベルには、次の事項を記載してください。

- ・「タイトル」… 自己採点・技術提案データ
- ・「工事名」
- ・「工事箇所」
- ・「入札参加者名」
- ・「ウイルスチェックに関する情報（対策ソフト名とバージョン年月日、チェック年月日）」

（3）自己採点申請書（兼）提出書

ア 様式は「入札情報公開システム」の「発注情報」にある添付ファイル「自己採点申請書（兼）提出書」を使用してください。（押印不要）

イ 「自己採点申請書（兼）提出書」データの「①提出日」に日付を入力入してください。

ウ 評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入してください。なお、申告点欄が空白の場合や、配点以外の申告点の記入があった場合には、その項目を「0点」として扱います。

エ 「自己採点申請書（兼）提出書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

オ 「自己採点申請書（兼）提出書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

（4）技術資料（提案部分）

様式は、県ホームページからダウンロードしてください。（「9 情報入手」参照）

（5）提出先

埼玉県道路公社 企画担当

〒330-0074

住 所 さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号

TEL 048-822-8073

（6）提出期限及び提出方法

令和 3年 8月 6日（金）16時までに郵便又は信書便により提出してください。

なお、必ず到着確認を行ってください。（期限内必着）

≪『落札候補者用提出書』及び『技術資料（簡易部分）』の提出≫

（１）提出者

落札候補者通知を受けた者のみが提出してください。

（２）提出内容

ア 次の（ア）～（イ）の電子データを「電子媒体（CD-R）」に書き込んで提出してください。（別紙2参照）。

なお、やむを得ない理由で「電子媒体による提出」ができない場合は、「紙媒体により提出」した場合も有効として扱います。

（ア）落札候補者用提出書

（イ）技術資料（簡易部分）

イ 「電子媒体」のラベルには、次の事項を記載してください。

- ・「タイトル」… 落札候補者用データ
- ・「工事名」
- ・「工事箇所」
- ・「入札参加者名」
- ・「ウイルスチェックに関する情報（対策ソフト名とバージョン年月日、チェック年月日）」

（３）落札候補者用提出書

ア 自己採点申請時に作成した「自己採点申請書(兼)提出書」データの「②提出日」に日付を入力し、「落札候補者用提出書」として提出してください。（押印不要）

イ 自己採点申請時に作成した「自己採点申請書(兼)提出書」の評価項目、配点、自己採点の点数等は変更しないでください。

ウ 「落札候補者用提出書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ 「落札候補者用提出書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

（４）技術資料（簡易部分）

様式は、県ホームページからダウンロードしてください。（「9 情報入手」参照）

（５）提出先

埼玉県道路公社 企画担当
〒330-0074
住 所 さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号
TEL 048-822-8073

（６）提出期限及び提出方法

落札候補者通知書に記載します。

4 ヒアリング

実施しません。

5 落札者の決定通知

落札者の決定は、「電子メール、ファクシミリまたは電話により通知します。

6 評価状況に関する情報提供（ガイドラインP60, 61参照）

ガイドラインのとおり。

7 契約書作成に伴う技術資料の追加提出（紙媒体で提出した場合）

契約書を2部作成するに当たり、技術資料のうち、「様式」及び「履行確認を行う評価項目の添付書類」が必要となります。落札者は決定通知後、発注者の指示により速やかに当該資料を紙媒体で2部追加提出してください。

8 実施上の留意事項

- (1) 技術資料（提案部分）に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。
なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。
- (4) 提出された技術資料は、返却いたしません。
- (5) 技術資料提出後に技術資料の追加・修正は、認めません。
- (6) 提出された「電子媒体」については、受付担当課所（発注課所）が確認を行い、何らかの原因で読み込み不可能な場合や必要な電子データの一部が不鮮明な場合などは、再提出を求めます（その際の再提出方法は、発注課所の指示に従ってください。）。
再提出を求めた期限までに再提出されない場合は、評価項目の全部又は一部を評価しません。
- (7) 提出する「電子媒体」は、提出日直近の最新バージョンで、必ず「ウイルスチェック」を行ってください。
- (8) 提出された「電子媒体」に書き込みの形跡がない場合など、不誠実であるときは失格とする場合があります。
- (9) 「電子媒体」に保存するファイル名は、別紙1及び別紙2を参照してください。
- (10) やむを得ない理由で「電子媒体」ではなく「紙媒体」により提出する場合は、A4判としてください。「自己採点申請書(兼)提出書(押印不要)」又は「落札候補者用提出書(押印不要)」を1頁とした「通し番号」を付するとともに、全頁数（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）を表示してください。また、袋綴じ・ホッチキス止め等はせずに、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。
- (11) 「電子媒体」と「紙媒体」による資料の両方が提出された場合には、「電子媒体」による提出資料を優先し評価します。

9 情報入手

- (1) 提出書類の様式は埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（Ver. 16）を準用しております。適宜変更することがありますので、県建設管理課の総合評価方式トップページ「【工事】ガイドライン・様式集等」でガイドラインのバージョンを確認のうえ、適切な様式を使用してください。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html>)
- (2) 技術資料の作成にあたっては「技術資料作成の手引き」を参照してください。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryoku.html>)
- (3) その他の入札・契約事務関係については、総務部入札課のホームページ「入札・契約事務関係例規集（建設工事等）」を参照してください。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>)

10 評価基準及び提出資料

すべての入札参加者は、次に挙げる①を必ず提出してください。

① 提出書	自己採点申請書（兼）提出書 ※提出書には日付を記入してください。（押印不要）
----------	---

落札候補者は、次表に挙げる②、③を必ず提出してください。

② 提出書	落札候補者用提出書 ※提出書には日付を記入してください。（押印不要）		
③ 共通提出資料	社名情報	平成30年4月1日以降に、社名変更、会社の合併、分社の有無及び有りの場合、必要事項を記入してください。	
		提出資料	
	配置予定技術者	当該工事に配置を予定している技術者（3名まで）について記入してください。この様式に記載のない者は配置予定技術者として扱いません。4名以上記入した場合は失格とします。 なお、JVで参加する場合は、代表構成員の配置予定技術者を記入してください。	
		提出資料	1 様式（配置予定技術者） 2 添付資料 なし

ア 企業の技術能力

ア (ア) 工事成績評定【 /2.0点】 対象業種 (土木工事業)

評価基準・配点	県発注工事の令和元年度～令和2年度の平均点が82点以上。	2.0点
	県発注工事の令和元年度～令和2年度の平均点が80点以上82点未満。	1.5点
	県発注工事の令和元年度～令和2年度の平均点が78点以上80点未満。	1.0点
	上記に該当しない、又は実績がない。	0点
提出資料	<p>1 様式ア (ア)</p> <p>注1) 自社の工事成績を県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で公表されている「埼玉県発注工事 工事成績評定等一覧」で確認してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html)</p> <p>注2) 評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。</p> <p>注3) JV (経常・特定) の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5 (2) 評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</p> <p>注4) 工事成績評定の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下を切り捨てて評価します。</p>	
	<p>2 添付資料</p> <p>① JVでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類 (特定建設工事共同企業体協定書など)。</p> <p>② 自社が認識している工事成績と県建設管理課のホームページで公表されている「埼玉県発注工事 工事成績評定等一覧」のデータに違いがある場合は、「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について (通知)」等の写し。</p>	

イ 企業の社会的貢献度

イ（ア）災害防止活動等の協定【 /1.0点】

評価基準・ 配点	県機関等と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	<p>1 様式イ（ア）</p> <p>注1）入札公告日時点において当該協定等の締結の有無を評価します。なお、国又は市町村との協定（協力体制）は評価対象としません。</p> <p>注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</p>	
	<p>2 添付資料</p> <p>① 自社が加入している団体が協定を締結している場合</p> <p>当該団体が発行する、入札公告日時点において、自社が当該協定の適用となる者であることの証明書（経営事項審査用の防災協定締結証明書等）の写し。ただし、令和2年度以降に発行されたもの。</p> <p>注1）上記証明書以外は加点の対象としません。</p> <p>注2）証明日が入札公告日を過ぎている場合、当該協定等が入札公告日時点において締結されていることがわかるものを追加添付してください。</p> <p>② 企業単体で協定等を締結している場合</p> <p>当該協定書（登録証等を含む）の写し。</p>	

イ（イ）災害防止活動等の実績【 /1.0点】

評価基準・配点	次のいずれかに該当する。 ・令和元年度～令和2年度に県機関等の求めにより災害防止活動等を行った。 ・令和元年度～令和2年度に国土交通省との協定又は求めにより、埼玉県内で災害防止活動等を行った。	1.0点													
	令和元年度～令和2年度に県内企業が国土交通省との協定又は求めにより、埼玉県外で災害防止活動等を行った。	0.5点													
	上記に該当しない。	0点													
提出資料	<p>1 様式イ（イ） 注1）該当する災害防止活動等の実績のうち、代表的なものを1件提出してください。 注2）評価対象となる災害防止活動等は、ガイドライン22ページ【補則】のうち、本案件の評価基準に適合する実績とします。 注3）市町村の求めによる活動実績は評価しません。 注4）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</p>														
	<p>2 添付資料 下表のとおり、該当する証明書類を添付してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">災害防止活動等</th> <th style="text-align: center;">添付する証明書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">①県機関等の要請</td> <td style="width: 40%;">地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(1)</td> </tr> <tr> <td>②県土整備部及び都市整備部の機関の要請</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガイドラインに定める緊急時に行う活動</td> </tr> <tr> <td>③農林部の機関の要請</td> </tr> <tr> <td>④企業局の機関の要請</td> </tr> <tr> <td>⑤下水道局の機関の要請</td> </tr> <tr> <td>⑥国土交通省との協定又は求めによる災害防止活動</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 活動を要請した機関が交付した「災害防止活動認定書」の写し 注1) 「災害防止活動認定書」の様式を県建設管理課の総合評価方式トップページ「ガイドライン・様式集等（総合評価方式）」からダウンロードし、活動を要請した機関に認定書を交付するよう請求してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryoku.html) (2) 協定に基づく活動の場合、次の書類すべて ア 国土交通省との協定書の写し イ 協会等の団体に所属している証明書（所属協会等が地方整備局と協定を結んでいる場合）の写し ウ 契約書等の写し (3) 求めによる活動の場合、国土交通省の証明書等により、評価します。</p>		災害防止活動等		添付する証明書類	①県機関等の要請	地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動	(1)	②県土整備部及び都市整備部の機関の要請	ガイドラインに定める緊急時に行う活動	③農林部の機関の要請	④企業局の機関の要請	⑤下水道局の機関の要請	⑥国土交通省との協定又は求めによる災害防止活動	
災害防止活動等		添付する証明書類													
①県機関等の要請	地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動	(1)													
②県土整備部及び都市整備部の機関の要請	ガイドラインに定める緊急時に行う活動														
③農林部の機関の要請															
④企業局の機関の要請															
⑤下水道局の機関の要請															
⑥国土交通省との協定又は求めによる災害防止活動		(2)													

ウ (イ) 施工経験【 /1.0点】

評価基準・配点	平成18年度～令和2年度に類似の公共工事の施工経験がある。 【類似：国が管理する河川区域内における重要構造物工事】	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	<p>1 様式ウ (イ)</p> <p>注1) 代表的な経験を1件提出してください。</p> <p>注2) 評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。</p> <p>注3) 類似の施工経験 (工種、数量、施工条件、使用材料等) が添付資料で確認できない場合は、評価しません。</p> <p>注4) 配置予定技術者が工事完成時点に従事していた実績を記入してください。</p> <p>注5) JV (経常・特定) の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5 (2) 評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</p> <p>注6) 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とします。</p> <p>① 元請の主任技術者又は監理技術者として工事完成時に従事していた工事。</p> <p>② 現場代理人として全工期 (準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く) にわたって従事した工事。</p> <p>注7) 配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績も評価対象となります。</p> <p>ただし、施工経験については、関係書類 (「工事カルテ」又は「登録内容確認書」等) により、実際に従事していたことが証明できない場合は、評価対象としません。</p> <p>注8) 重要構造物とは、下記のいずれかに該当するものとする。</p> <p>① 高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁</p> <p>② 内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類</p> <p>③ 橋梁上・下部工</p> <p>④ トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門</p> <p>ただし、いずれの工種も工場製品は除く。</p>	
	<p>2 添付資料</p> <p>① コリンズ竣工登録の写し (契約データ、工事データ、技術者データ、技術データ)。</p> <p>注1) 工事名、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工経験 (工種、数量、施工条件、使用材料等)、技術者 (主任技術者・監理技術者・現場代理人の区分、名前、従事期間) が確認できる部分を添付してください。</p> <p>注2) 現場代理人として従事した工事で全工期を確認できない場合については、「提出資料 1. 様式 ウ (イ) の注6)」を確認するため、コリンズの写しのほか、「竣工時の工事工程表の写し」を添付してください。</p> <p>② コリンズだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンズ竣工登録が無い場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。</p> <p>注1) 工事名、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工経験 (工種、数量、施工条件、使用材料等) が確認できる部分 (平面図、構造図、数量総括表等) を添付してください。</p> <p>注2) 工事完了が確認できる書類 (「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について (通知)」) 及び配置予定技術者の従事実績を確認できる書類 (発注者による証明書) を併せて提出してください。</p> <p>③ ①、②だけでは確認できない場合、類似の施工経験 (工種、数量、施工条件、使用材料等) が確認できる書類。</p> <p>注1) 工事完成図書等を添付してください。</p> <p>注2) ②の工事の請負契約書に基づく工事であることが、確認できる書類を併せて提出してください。</p> <p>④ JVでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類 (特定建設工事共同企業体協定書など)。(特定建設工事共同企業体協定書など)。</p>	

エ 定性的技術提案

エ（イ）品質管理の適切性【 /5.0点】

課題	この現場は、三郷流山橋有料道路と交差する三郷市道および河川管理用通路の函渠を江戸川堤防内に築造するもので、完成後の維持管理を考慮するとコンクリートの品質および耐久性を確保する必要があります。このことへの対応に次の工夫が見られるか。
求める工夫	① コンクリート打設または養生における具体的な品質管理に関する工夫。 ただし、「寒中コンクリートの使用」など製造プラントで材料を工夫する提案は加点の対象としません。

評価基準・配点	工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が見られる。	5.0点
留意事項	<p>1 求める工夫の数について 求める工夫の数は1つとします。</p> <p>2 提案数について 1工夫ごとの求める提案数は5つ以内とします。 1工夫に関する提案の評価は提案順に行います。 なお、5つを超えた提案は記載が無かったものとみなし、履行を求めません。</p> <p>3 得点について 得点は次式により算定します。 得点＝配点(5.0点)×(加点対象提案数計/求める提案数(5)*) (小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め) *求める提案数(5)＝求める工夫数(1)×1工夫ごとの求める提案数(5)</p> <p>4 提案内容の記載について 様式の記載例のとおり、提案内容、効果、根拠を簡潔かつ具体的に記載してください。</p> <p>5 提案内容の評価について 1つの提案に2案以上を記載しないでください。</p> <p>以下の要件を全て満たす提案を「加点対象」とします。</p> <p>I 求める提案数を超えていない(求める提案数以内で、提案順に評価する)</p> <p>II 設計仕様(目的物)を変更しない</p> <p>III 設計図書に計上されていない</p> <p>IV 求める工夫に該当する</p> <p>V 同趣旨の提案が他にない(同じ評価項目内で同趣旨の提案がないこと)</p> <p>VI 受発注者の判断で実現可能である(警察等関係機関との新たな協議は不要で、現場条件上も実現が可能である)</p> <p>VII 受注者が主体的に取り組むべき事柄である</p> <p>VIII 関係法令・基準等に抵触していない</p> <p>IX 独自の提案である(設計図書、関係法令、技術基準等に施工に際して実施すべきと定められている事柄や、既に一般化されている手法ではないもの。なお、技術基準等とは埼玉県工事实務要覧の共通仕様書に規定された「適用すべき諸基準」や各工法協会等が発行しているマニュアルや要領の類のことである)</p> <p>X 提案の内容が具体的である(方法、使用材料、範囲・高さ、時期、基準値等)</p> <p>X I 具体的な効果が確認できる(提出資料のみで確認できること)</p> <p>X II 周辺環境等に悪影響を及ぼす可能性が見当たらない</p> <p>X III 加点しない特段の理由が見当たらない</p>	
提出資料	<p>1 様式エ(技術提案型Aタイプ)</p> <p>2 添付資料 説明図表(必要に応じて、A4判2枚程度)。</p>	

カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

カ（ア）入札契約に関する不当な強要行為【 /-1.0点】

評価基準・配点	令和元年度～公告日までの期間に入札契約に関する不当な強要を感じさせる行為を行い、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
配点	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ（ア）	
提出資料	2 添付資料 なし	

カ（イ）過積載による法令違反【 /-1.0点】

評価基準・配点	令和元年度～公告日までの期間の県発注工事で過積載を行い、道路交通法違反等により、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
配点	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ（イ）	
提出資料	2 添付資料 なし	

カ（ウ）ディーゼル不適合車の使用による法令違反【 /-1.0点】

評価基準・配点	令和元年度～公告日までの期間の県発注工事でディーゼル車の不適合車を使用し、埼玉県生活環境保全条例違反により、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
配点	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ（ウ）	
提出資料	2 添付資料 なし	

カ（エ）不正軽油の使用による法令違反【 /-1.0点】

評価基準・配点	令和元年度～公告日までの期間の県発注工事で不正軽油を使用し、法令違反（地方税法違反、埼玉県生活環境保全条例違反等）により、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
配点	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ（エ）	
提出資料	2 添付資料 なし	

カ（オ）死亡事故【 /-1.0点】

評価基準・配点	令和元年度～公告日までの期間に埼玉県内において作業員又は第三者の死亡事故を起こし、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
配点	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ（オ）	
提出資料	2 添付資料 なし	

カ（カ）総合評価の不履行【 /-1.0点】

評価基準・配点	令和元年度～公告日までの期間の総合評価方式による県発注工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ（カ）	
	2 添付資料 なし	

カ（キ）カ（ア）からカ（カ）に該当しない入札参加停止措置【 /-1.0点】

評価基準・配点	カ（ア）からカ（カ）に該当せず、令和元年度～公告日までの期間に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ（キ）	
	2 添付資料 なし	

カ（ク）暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外【 /-1.0点】

評価基準・配点	令和元年度～公告日までの期間に「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外措置を受けた。	-1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ（ク）	
	2 添付資料 なし	

カ（ア）～（ク）注意事項

- 注1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、「失格」とします。
- 注2 J V（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。
- 注3 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一評価項目における複数回の措置については、重複評価せず減点を合算しない。
- 注4 入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断します。

キ (エ) ISO9001の取得【 /1.0点】

評価基準・配点	ISO9001を取得している。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式キ (エ) 注1) 入札公告日時点において、入札参加者がISO9001を取得している場合に評価します。 注2) JV (経常・特定) の評価対象者は、ガイドライン「5 (2) 評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 ① 認証登録証の写し (有効期限内にあるもの)。 ② 本社、支店などの上位組織で一括して認証登録をしている場合は、入札に参加する営業所が認証取得の対象に含まれていることを示す資料 (①の書類で確認できない場合添付すること)。	

キ (カ) 労働災害防止対策【 /1.0点】

評価基準・配点	建設業労働災害防止協会へ加入している。	1.0点
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) を導入している。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式キ (カ) 注1) 該当する実績を1つ選んで提出してください。 注2) 入札公告日時点において、建設業労働災害防止協会に加入している場合に評価します。 注3) 入札公告日時点において建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) が導入されている場合に評価します。 注4) JV (経常・特定) の評価対象者は、ガイドライン「5 (2) 評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 ① 建設業労働災害防止協会へ加入している場合 建設業労働災害防止協会の加入証明の写し。 ただし令和2年度以降に発行されたもの。 注1) 証明日が入札公告日を過ぎている場合、入札公告日時点において加入していることがわかるものを追加添付してください。 ② 建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) を導入している場合、建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) の認定証の写し。	

ク 配置予定技術者の技術能力

ク (エ) 保有する資格【 /1.0点】

評価基準・配点	コンクリート技士または主任技士の資格を保有している。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式ク (エ) 注1) 入札公告日時点において、資格が有効である場合に評価します。 注2) JV (経常・特定) の評価対象者は、ガイドライン「5 (2) 評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 有効期限が確認できる「資格者証」の写し。	

ク (カ) 継続教育 (CPD) への取組【 /1.0点】

評価基準・配点	令和元年度又は令和2年度に、各団体等が推奨する単位以上を取得している。	1.0点
	令和元年度又は令和2年度に、各団体等が推奨する単位の1/2以上 (かつ推奨単位未満) を取得している。	0.5点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式ク (カ) 注1) 推奨単位、目標ユニットを定めている団体等の継続教育 (CPD) を評価対象とします。なお、団体等が推奨する単位を書類で確認できない場合は評価しません。 注2) 推奨単位が複数年となっているものは、1年あたりに換算してください。 注3) 推奨単位の「標準ユニット」と「優良ユニット」を設けている団体等については、「標準ユニット」を評価基準とします。 注4) 過去に在籍していた会社での継続教育も評価対象とします。 注5) JV (経常・特定) の評価対象者は、ガイドライン「5 (2) 評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注6) ガイドラインVer. 16 に限り特例として令和元年度又は令和2年度に取得した単位で評価します。	
	2 添付資料 継続教育 (CPD) の学習履歴を証明する証明書の写し (当該団体等の推奨単位が確認できる資料を含む。) 注1) 継続教育 (CPD) の証明期間は、『平成31年4月1日～令和2年3月31日』又は『令和2年4月1日～令和3年3月31日』とします。 注2) 新型コロナウイルス感染症への対応として各種団体が証明書の発行手続きを停止している場合は、証明書の写しに代わる資料として、受講者、受講内容、受講日、取得単位が確認できる資料を添付してください。 (例 CPD記録シート等) 推奨する単位が確認できない場合でも評価対象とします。	

サ（イ）多様な働き方実践企業の認定【 1.0点】

評価基準・配点	埼玉県「多様な働き方実践企業」のプラチナ又はゴールド認定（各々プラス評価を含む）を受けている。	1.0点
	埼玉県「多様な働き方実践企業」のシルバー認定（プラス評価を含む）を受けている。	0.5点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	<p>1 様式サ（イ）</p> <p>注1）入札公告日時点において、入札参加者が当該認定を受けている場合に評価します。</p> <p>注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</p> <p>注3）「多様な働き方実践企業」については、県産業労働部多様な働き方推進課ホームページを参照してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/diversity/index.html</p>	
	<p>2 添付資料</p> <p>埼玉県多様な働き方実践企業認定証の写し。（有効期限内にあるもの）</p>	

ス その他

ス (ア) 県内下請の選定 (割合設定しない場合) 【 /1.0点】

評価基準・配点	以下のいずれかを満たすこと。 ・下請負人を 県内企業 から1社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が 県内 であり、すべて自社で施工する。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式ス (ア) 注1) 下請負人とは、受注業者との直接契約のある1次下請人であり、2次下請以降は、評価の対象としません。	
	2 添付資料 なし	

ス (イ) 建設資材県産品の選定 【 /1.0点】

評価基準・配点	<p>資材を建設資材県産品から選定する。 資材とは、下表の「資材の種類」及び「使用数量」のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資材の種類</th> <th>使用数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レディーミクストコンクリート</td> <td>全種・全量</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 建設資材県産品とは、以下のいずれかに該当するものとする。なお、建設資材とは、建設工事に使用する資材のことをいう。 * 具体的には次の(1), (2), (3)のいずれかを満たすものをいいます。 (1) 本店又は本社(以下、本店等という。)が埼玉県内に所在し、その会社の直営工場(県外工場でも可)で製造された建設資材。 (2) 本店等が埼玉県内に所在し、直営以外の工場(県内工場のみ可)で製造された建設資材。 (3) 本店等が埼玉県外に所在し、埼玉県内に所在する直営工場で製造された建設資材。</p>	資材の種類	使用数量	レディーミクストコンクリート	全種・全量	1.0点
	資材の種類	使用数量				
	レディーミクストコンクリート	全種・全量				
上記に該当しない。	0点					
提出資料	1 様式ス (イ)					
	2 添付資料 なし					

自己採点併用発注者採点方式

『自己採点申請書（兼）提出書』及び『技術資料（提案部分）』の
提出イメージ

《すべての入札参加者が提出》
技術資料（簡易部分）を提出する必要はありません。

電子媒体（CD-R）



CD-R

必ず提出	}	Excel	自己採点申請書(兼)提出書
		Excel	技術資料様式
必要に応じて提出	}	PDF	【添付資料】エ(ア) 工程管理の適切性
		PDF	【添付資料】エ(イ) 品質管理の適切性
		PDF	【添付資料】エ(ウ) 安全程管理の適切性
		PDF	【添付資料】エ(エ) 発注者が指定した課題への対応の的確性
		PDF	【添付資料】オ(ア) 技術提案
		PDF	【添付資料】オ(イ) 技術提案を実現するための方法

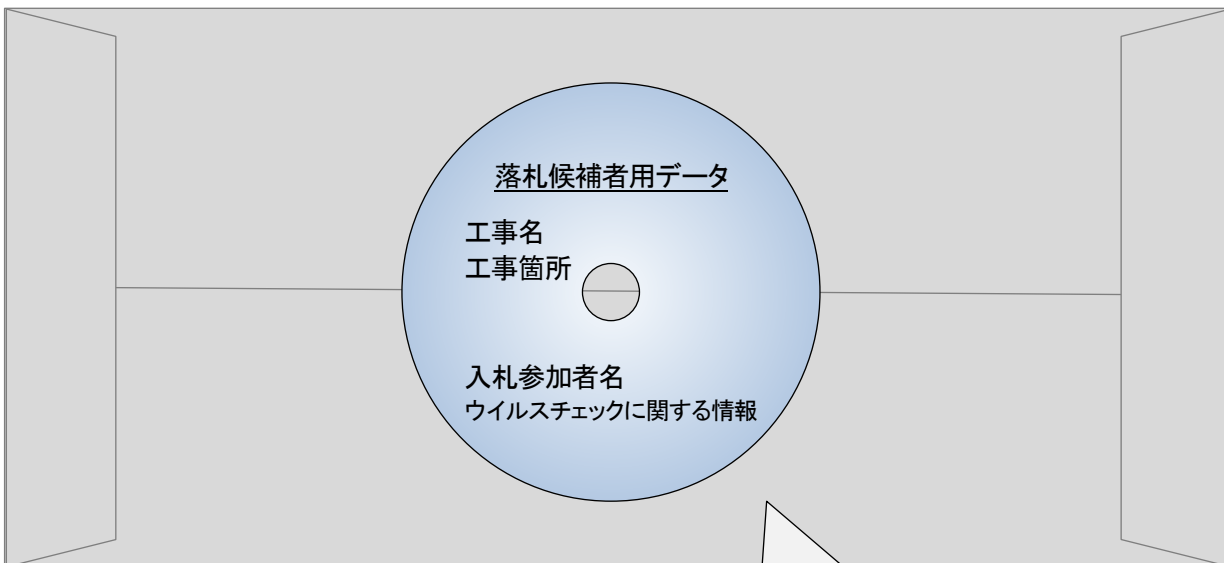
注1) 添付資料のファイル名（全角）
⇒ 【添付資料】 + 評価項目

注1) 技術資料提出様式(Excel)にコピー&ペースト用のファイル名があるのでご活用ください。

『落札候補者用提出書』及び『技術資料（簡易部分）』の提出イメージ

≪落札候補者のみが提出≫
 技術資料（提案部分）を提出する必要はありません。

②電子媒体（CD-R）



CD-R

必ず提出	Excel	落札候補者用提出書
	Excel	共通提出資料・技術資料様式
該当するものを提出	PDF	【添付資料】ア(イ)施工実績
	PDF	【添付資料】イ(ア)災害防止活動等の協定
	PDF	【添付資料】イ(イ)災害防止活動等の実績
	PDF	【添付資料】ウ(イ)施工経験
	PDF	【添付資料】キ(オ)ISO9001の取得
	PDF	・ ・ ・

注1) 添付資料のファイル名（全角）
⇒ 【添付資料】+ 評価項目

注1) 技術資料提出様式(Excel)にコピー&ペースト用のファイル名があるのでご活用ください。